

# 医療費通知の内容をよくお確かめください

皆さまが医療機関にかかったとき窓口では医療費の一部を支払ただけですので、実際の医療費がいくらかかっているのか、すぐにはわからない仕組みになっています。そこで、当健保組合では健康保険制度や医療費の内容について、より理解を深めていただけるよう医療費通知をお届けいたします。皆さまにおかれましても、医療費通知に記載されている診療の内容等をご確認いただきますようお願い申し上げます。

「医療費のお知らせ」と「療養費(柔道整復師等施術)支給決定通知書」の内容をお確かめください

次頁の「(1)医療費のお知らせ」には医療機関等での医療費、「(2)療養費(柔道整復師等施術)支給決定通知書」には柔道整復師等の費用、「(3)保険給付金支給決定通知書」には現金給付(高額療養費・同付加金、出産育児一時金、出産手当金、傷病手当金、療養費、埋葬料等)、「(4)各種補助金支給のお知らせ」にはインフルエンザ予防接種や人間ドックをはじめとする健診関連の各種補助金に関するお知らせが記載されています。

次頁図⑤	次頁図④	次頁図③	次頁図②	次頁図①
<p>「(1)医療費のお知らせ」には、医療費(療養費)の総額の負担者別内訳として「健保組合が支払った額」「公費扱額」「あなたが支払った額」の金額が記載されています。</p> <p>「公費扱額」には、国や地方自治体からの医療費助成(乳幼児、こども医療、ひとり親、障害者医療等)に基づき受診された場合に、国や地方自治体が支払った金額が記載されます。</p>	<p>「(1)医療費のお知らせ」には、医療費(療養費)の総額が記載されています。</p> <p>「(2)療養費(柔道整復師等施術)支給決定通知書」の備考欄に、※1、※2：などの※付数字が付されている明細については、「(3)保険給付金支給決定通知書」の備考欄に同じ※付数字が付されている給付金(高額療養費や同付加金)が支給されます。</p>	<p>「(1)医療費のお知らせ」には、「(2)療養費(柔道整復師等施術)支給決定通知書」には、「受診者名」「医療機関(施術者)名」「診療(施術)年月・区分・日数」「保険でかかった医療費(療養費)の総額」「医療費(療養費)の負担内訳」が記載されています。</p>	<p>記載された明細の診療(施術)年月、診療(施術)日数、あなたが支払った医療費(療養費)等の内容をご確認ください。</p>	<p>記載された明細の診療(施術)年月、診療(施術)日数、あなたが支払った医療費(療養費)等の内容をご確認ください。</p>

## 健保組合からのお願い

- 医療費通知の内容をお確かめいただき、覚えのない診療(施術)や記載内容の違い、不明な点等がありましたら、健保組合までお知らせください。
- 医療費通知は再発行できませんので、大切に保管してください。
- 医療機関等から受け取った領収書もあわせて大切に保管しましょう。
  - ～医療費通知の内容を確認するためには、領収書との突き合わせが必要です。
  - ～確定申告で医療費控除の申告手続きに医療費通知を使用する場合、受診時期との関係で、領収書が必要となる場合があります(注)。
- (注) 医療機関等からの健保組合に対する請求書(診療報酬明細書：レセプト)は、社会保険診療報酬支払基金による受付・審査を経て、通常診療月から2カ月遅れて健保組合に届くため(さらに遅れる場合もあります)、「お知らせ」の明細に記載されるタイミングは診療月から3カ月目以降となります。
- 国やお住まいの自治体と健保組合からの給付が重複(二重給付)することを避けるため、公費関係医療制度助成に係わる「医療証(券)」(写)のご提出をお願いいたします。転居や年齢制限、所得制限等で助成内容が変更になった場合も忘れずにご連絡ください。
  - (注) 特に、地方自治体の医療費助成制度は、自治体ごとに年齢、所得、支払い方法などが異なり、また、レセプトへの記載が義務付けられていないため、健保組合が個々の内容を把握することは困難です。実際の窓口での支払い額がない、あるいは少ないにもかかわらず、健保組合がレセプト上の金額(=医療費通知記載額)を基に保険給付を行い、後日清算(ご返金)が必要となるケースが多数発生しています。

表面

(1) 様

医療費のお知らせ (令和 年 月請求分)

保険証で受診された医療機関分明細をお知らせいたします。内容をよくご確認ください。

1	受診者名	医療機関名	診療			保険でかかった 医療費の総額	3 医療費の負担内訳			備考欄
			年月	区分	日数		4 被保険者が支払った額	公費扱額	あなたが支払った額	
2	医療機関等での医療費									
合計										

(2) 療養費(柔道整復師等施術)支給決定通知書 (令和 年 月請求分)

この部分に不備がある時は、届分があった事を知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支) 給付)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服がある時は、再審査請求又は再審査請求は、審査請求の決定書の原本が交付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(厚生労働省)に対して行う事ができ、届分が交付された事を知った日から6か月以内(再審査請求があった時は、その届分があった事を知った日から6か月以内)に療養費給付を請求して支給することができます。(但し、原則として、請求又は届出の日から1年を超えてはならない。)

1	受診者名	施術者名	施術			保険でかかった 療養費の総額	療養費の負担内訳			備考欄
			年月	区分	日数		4 被保険者が支払った額	公費扱額	あなたが支払った額	
2	柔道整復師等の費用									
合計										

・「あなたが支払った額」欄には、計算上の金額を記載してありますが、医療機関等の端数処理の関係で、実際の支払額とは1円単位の端数分が一致しない場合があります。  
 ・備考欄に※付数字が付されている明細については、裏面の「保険給付金支給決定通知書」の備考欄に同じ※付数字が付されている給付種別の給付金が支給されます。

三菱UFJ銀行健康保険組合

※様式の色は実物の医療費通知とは異なります。

裏面

(3) 様

保険給付金支給決定通知書

(令和 年 月 日支給分)

この部分に不備がある時は、届分があった事を知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支) 給付)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服がある時は、再審査請求又は再審査請求は、審査請求の決定書の原本が交付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(厚生労働省)に対して行う事ができ、届分が交付された事を知った日から6か月以内(再審査請求があった時は、その届分があった事を知った日から6か月以内)に療養費給付を請求して支給することができます。(但し、原則として、請求又は届出の日から1年を超えてはならない。)

あなた様より申請のありました保険給付金について、支給決定しましたので通知いたします。

対象者名	給付種別	支給期間(自)	支給期間(至)	日数	支給額	備考欄
現金給付 (高額療養費・同付加金、出産育児一時金、 出産手当金、傷病手当金、療養費、埋葬料等)						5
支給合計額①						

・備考欄に※付数字が付されている給付種別は、表面の「医療費のお知らせ」もしくは「療養費(柔道整復師等施術)支給決定通知書」、またはこの面の「保険給付金支給決定通知書」の備考欄に同じ※付数字が付されている明細または給付種別に係る給付金の支給です。

(4) 各種補助金支給のお知らせ (令和 年 月 日支給分)

あなた様より申請のありました各種補助金について、支給しますので通知いたします。

対象者名	補助金種別	支給期間(自)	支給期間(至)	日数	支給額
各種健診補助金					
支給合計額②					

・あなた様のご指定の口座への振込金額は、支給合計額①と支給合計額②の合計額となります。

三菱UFJ銀行健康保険組合

※様式の色は実物の医療費通知とは異なります。